

「あなたに気づいてほしい家事」 ネーミング募集!

普段家事をしている人には当たり前で日常行っている家事でも、
普段家事をしていない人には気づきにくい家事、「あなたに気づいてほしい家事」についてお寄せ下さい。

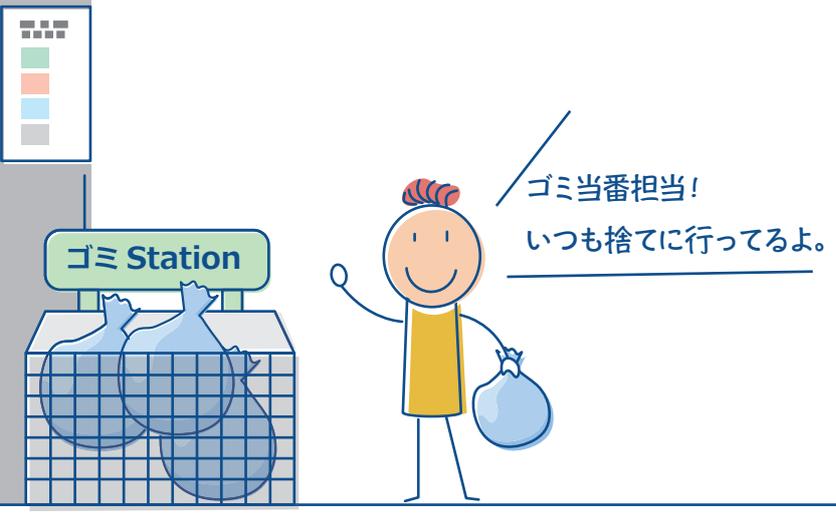
応募期間 令和3年 **8月23日(月)~9月30日(木)**

- 募集内容
- ①「あなたに気づいてほしい家事」の家事の内容
 - ②「あなたに気づいてほしい家事」に対するネーミング
 - ③「あなたに気づいてほしい家事」に対する応募者のエピソード

特別賞1名に
ロボット掃除機

入賞者20名に
**5千円分の
ギフトカード**

例えばゴミ捨てに関することなら...



専用応募フォームはこちらのQRコードから▼

応募資格 青森県にお住まいの方

応募方法 右のQRコードより専用応募フォームをご利用になるか、チラシ裏の応募用紙にてご応募ください。入賞作品の発表の際、応募者名をペンネームにて希望する場合には、そのペンネームも記載してください。

結果発表 入賞作品に選ばれた際は、E-mail または電話にてご連絡いたします。
令和3年12月上旬に青森県庁ホームページや「家事男子を始めよう」Instagram、Facebookにて発表予定です。

お問合せ 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課 TEL 017-734-9228



家事男子を始めよう

「あなたに気づいてほしい家事」ネーミング応募用紙

FAX : 017-734-8050

フリガナ		年齢	住所	〒
氏名				
ペンネーム		電話番号		
※必要な場合のみ		メールアドレス		
「あなたに気づいてほしい家事」応募内容				
家事の内容 (50字以内)	例：「洗剤ボトルに新しい洗剤を補充する家事」			
ネーミング (20字以内)	例：「センザイ満タン」			
エピソード (400字以内)	例：「洗剤を使おうと思ったら、ボトルの中が空だった事が何回もあり、夫婦で話し合った結果、我が家では使い切った人が必ず補充するルールが出来ました。」			

※本募集へ応募された時点で、本募集要項に記載されている内容に同意したものとみなします。

「あなたに気づいてほしい家事」ネーミング募集要項

用語の定義

本募集における「あなたに気づいてほしい家事」とは、以下の家事を総称し、定義したものです。

- ・はっきりとした名前（料理、掃除、洗濯など）がついていない家事
- ・普段家事をしていれば当たり前前に家事として行っているが、普段から家事をしていなければ気が付きにくく、家事として認識されていない家事
- ・こんな家事もあるということ、パートナーにも認識して（気づいて）欲しいと思っている家事

募集内容

「あなたに気づいてほしい家事」について、以下の3つを1作品として、募集します。なお、お一人様何点でも応募可能です。

①家事の内容	「あなたに気づいてほしい家事」の家事の内容（50字以内）
②ネーミング	①の家事の内容に対して付けたネーミング（20字以内）
③エピソード	①の家事に対する応募者のエピソード（400字以内）

応募資格

青森県にお住まいの方

募集期間

令和3年8月23日（月）～令和3年9月30日（木）

審査等

- 採用作品は、青森県環境生活部青少年・男女共同参画課において、審査基準に基づき審査を行い決定します。審査において必要がある場合は、記載内容の確認を電話等により行います。
- 審査基準は以下のとおりです。
 - ① 家事の内容が、多くの人の共感を得られるものであること
 - ② 夫婦で楽しく家事について話し合えるような、明るくてユーモアのあるネーミングであること

入賞作品の発表

- 入賞作品の発表は、令和3年12月上旬に青森県庁ホームページや当課SNS「家事男子を始めよう」（Instagram、Facebook）にて発表予定です。
- 入賞作品に選ばれた際は、E-mail又は電話にてご連絡いたします。ご返信いただけないなどの理由により、入賞のご連絡から2週間以上連絡が取れない場合は、入賞を無効とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

個人情報・応募作品の著作権の取扱いについて

- 入賞作品の著作権は主催者に帰属し、以下の3点に了承するものとします。
 - ① 入賞作品の発表のために必要な利用をすること
 - ② 夫婦の対等なパートナーシップの形成に関する普及啓発のための印刷物や動画、ホームページ等に利用すること
 - ③ 主催者が本事業の紹介や記録として保存するために複製すること
- 応募にあたりご提供いただいた個人情報は、本要項による入賞作品の発表、賞品発送等、ネーミング募集の運営に必要な範囲内で利用し、第三者へ提供することはありません。
- 第三者の作品の模倣により著作権その他第三者の権利を侵害している場合は、入賞作品発表後であっても受賞を取り消すことがあります。

留意事項

- 応募作品は自作で未発表のものに限ります。
- 応募内容に不備等がある場合は、応募の対象外となります。
- 応募の際に発生する通信費用等は、応募者の負担となります。
- 入賞で獲得した権利は、他の人に譲渡することはできません。
- 応募による、一切の応募内容及びそれから生じる結果については、応募者がその全責任を負うものとし、万が一、第三者との間で紛争が生じた場合には、応募者の費用と責任において問題を解決するものとします。

当課では、Instagram、Facebook

「家事男子を始めよう」を開設し、男性職員の家事など、男性目線の家事の情報を発信しています。

右のQRコードからぜひアクセスください。

家事男子を始めよう

検索



<お問合せ先>

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話：017-734-9228 FAX：017-734-8050

E-mail：seishonen@pref.aomori.lg.jp